

平成20年9月分から 厚生年金保険の保険料率が改定されます。

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成20年9月分(同年10月納付分)から平成21年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

一般の被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行 14.996%	⇒	平成20年9月分～ 15.350%
-----------------------------	---------------	---	----------------------

坑内員・船員の被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行 15.952%	⇒	平成20年9月分～ 16.200%
---------------------------------	---------------	---	----------------------

農林漁業団体の事業所の 被保険者の方	現行 15.766%	⇒	平成20年9月分 16.120%	⇒	平成20年10月分～ 15.350%
-----------------------	---------------	---	---------------------	---	-----------------------

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率について

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

・厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 …10.350% ～ 12.950%

・厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 …11.200% ～ 13.800%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

日本たばこ産業株式会社、旅客鉄道会社等の厚生年金保険の保険料率は変更ありません。

○ 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○ 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、裏面の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額には上限が定められており、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

○ 児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率(0.13%)を乗じて得た額の総額となります。

◆ 従業員の方々へ通知等の励行をお願いします。

社会保険事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

また、従業員採用時に年金加入状況の確認のための年金手帳(厚生年金基金加入員証も含む。)の提出及び確認終了後の確実な返付の徹底をお願いします。

○平成20年9月分からの
健康保険・厚生年金保険料額表

健康保険料率 : 平成20年3月1日～ 適用
厚生年金保険料率 : 平成20年9月1日～平成21年8月31日 適用
児童手当拠出金率 : 平成19年4月1日～ 適用

標準報酬			報酬月額	政府管掌健康保険料				厚生年金保険料			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	日額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
			8.2%	4.1%	9.33%	4.665%	15.35%	7.675%	16.2%	8.1%	
1	58,000	1,930	円以上	円未満	4,756	2,378	5,411.4	2,705.7			
2	68,000	2,270	63,000	73,000	5,576	2,788	6,344.4	3,172.2			
3	78,000	2,600	73,000	83,000	6,396	3,198	7,277.4	3,638.7			
4	88,000	2,930	83,000	93,000	7,216	3,608	8,210.4	4,105.2			
5(1)	98,000	3,270	93,000	101,000	8,036	4,018	9,143.4	4,571.7	15,043.00	7,521.50	
6(2)	104,000	3,470	101,000	107,000	8,528	4,264	9,703.2	4,851.6	15,964.00	7,982.00	
7(3)	110,000	3,670	107,000	114,000	9,020	4,510	10,263.0	5,131.5	16,885.00	8,442.50	
8(4)	118,000	3,930	114,000	122,000	9,676	4,838	11,009.4	5,504.7	18,113.00	9,056.50	
9(5)	126,000	4,200	122,000	130,000	10,332	5,166	11,755.8	5,877.9	19,341.00	9,670.50	
10(6)	134,000	4,470	130,000	138,000	10,988	5,494	12,502.2	6,251.1	20,569.00	10,284.50	
11(7)	142,000	4,730	138,000	146,000	11,644	5,822	13,248.6	6,624.3	21,797.00	10,898.50	
12(8)	150,000	5,000	146,000	155,000	12,300	6,150	13,995.0	6,997.5	23,025.00	11,512.50	
13(9)	160,000	5,330	155,000	165,000	13,120	6,560	14,928.0	7,464.0	24,560.00	12,280.00	
14(10)	170,000	5,670	165,000	175,000	13,940	6,970	15,861.0	7,930.5	26,095.00	13,047.50	
15(11)	180,000	6,000	175,000	185,000	14,760	7,380	16,794.0	8,397.0	27,630.00	13,815.00	
16(12)	190,000	6,330	185,000	195,000	15,580	7,790	17,727.0	8,863.5	29,165.00	14,582.50	
17(13)	200,000	6,670	195,000	210,000	16,400	8,200	18,660.0	9,330.0	30,700.00	15,350.00	
18(14)	220,000	7,330	210,000	230,000	18,040	9,020	20,526.0	10,263.0	33,770.00	16,885.00	
19(15)	240,000	8,000	230,000	250,000	19,680	9,840	22,392.0	11,196.0	36,840.00	18,420.00	
20(16)	260,000	8,670	250,000	270,000	21,320	10,660	24,258.0	12,129.0	39,910.00	19,955.00	
21(17)	280,000	9,330	270,000	290,000	22,960	11,480	26,124.0	13,062.0	42,980.00	21,490.00	
22(18)	300,000	10,000	290,000	310,000	24,600	12,300	27,990.0	13,995.0	46,050.00	23,025.00	
23(19)	320,000	10,670	310,000	330,000	26,240	13,120	29,856.0	14,928.0	49,120.00	24,560.00	
24(20)	340,000	11,330	330,000	350,000	27,880	13,940	31,722.0	15,861.0	52,190.00	26,095.00	
25(21)	360,000	12,000	350,000	370,000	29,520	14,760	33,588.0	16,794.0	55,260.00	27,630.00	
26(22)	380,000	12,670	370,000	395,000	31,160	15,580	35,454.0	17,727.0	58,330.00	29,165.00	
27(23)	410,000	13,670	395,000	425,000	33,620	16,810	38,253.0	19,126.5	62,935.00	31,467.50	
28(24)	440,000	14,670	425,000	455,000	36,080	18,040	41,052.0	20,526.0	67,540.00	33,770.00	
29(25)	470,000	15,670	455,000	485,000	38,540	19,270	43,851.0	21,925.5	72,145.00	36,072.50	
30(26)	500,000	16,670	485,000	515,000	41,000	20,500	46,650.0	23,325.0	76,750.00	38,375.00	
31(27)	530,000	17,670	515,000	545,000	43,460	21,730	49,449.0	24,724.5	81,355.00	40,677.50	
32(28)	560,000	18,670	545,000	575,000	45,920	22,960	52,248.0	26,124.0	85,960.00	42,980.00	
33(29)	590,000	19,670	575,000	605,000	48,380	24,190	55,047.0	27,523.5	90,565.00	45,282.50	
34(30)	620,000	20,670	605,000	635,000	50,840	25,420	57,846.0	28,923.0	95,170.00	47,585.00	
35	650,000	21,670	635,000	665,000	53,300	26,650	60,645.0	30,322.5			
36	680,000	22,670	665,000	695,000	55,760	27,880	63,444.0	31,722.0			
37	710,000	23,670	695,000	730,000	58,220	29,110	66,243.0	33,121.5			
38	750,000	25,000	730,000	770,000	61,500	30,750	69,975.0	34,987.5			
39	790,000	26,330	770,000	810,000	64,780	32,390	73,707.0	36,853.5			
40	830,000	27,670	810,000	855,000	68,060	34,030	77,439.0	38,719.5			
41	880,000	29,330	855,000	905,000	72,160	36,080	82,104.0	41,052.0			
42	930,000	31,000	905,000	955,000	76,260	38,130	86,769.0	43,384.5			
43	980,000	32,670	955,000	1,005,000	80,360	40,180	91,434.0	45,717.0			
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,055,000	84,460	42,230	96,099.0	48,049.5			
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,115,000	89,380	44,690	101,697.0	50,848.5			
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,175,000	94,300	47,150	107,295.0	53,647.5			
47	1,210,000	40,330	1,175,000		99,220	49,610	112,893.0	56,446.5			

(単位: 円)

- 政府管掌の健康保険料率
 - 介護保険第2号被保険者に該当しない場合…8.2%
 - ” 第2号被保険者に該当する場合…9.33%
- 厚生年金保険料率
 - 一般の被保険者…15.35%
 - ※厚生年金基金加入員…10.35%～12.95%
 - 坑内員・船員の被保険者…16.20%
 - ※厚生年金基金加入員…11.20%～13.80%
 - 日本たばこ産業株式会社の被保険者…15.55%
 - 旅客鉄道会社等の被保険者…15.69%
 - 農林漁業団体事業所等の被保険者
 - 20年9月分(同年10月納付分)…16.12%
 - 20年10月分(同年11月納付分)以降…15.35%
- 児童手当拠出金率(事業主が全額負担)…0.13%

※「介護保険第2号被保険者」とは、40歳以上65歳未満の方です。

※等級欄()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合、「93,000円以上101,000円未満」を「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合、「605,000円以上635,000円未満」を「605,000円以上」と読み替えてください。

●被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

※健康保険組合の組合員の健康保険料(介護保険料を含む。)については、加入する健康保険組合へお問合せください。

●平成20年4月からの政府管掌健康保険の特定保険料率、基本保険料率について

政府管掌健康保険におきましては、(一般)保険料率(8.2%)のうち、特定保険料率は3.3%、基本保険料率は4.9%となっております。

これらは、保険料率の内訳を示すもので、保険料の算定に用いる(一般)保険料率は、8.2%であり、変更はありません。また、特定保険料について被保険者の方の理解を深めていただくため、事業主の皆様におかれましては、被保険者負担分の保険料を徴収する際には、被保険者の方に対し、給与明細書等に特定保険料額及び基本保険料額の内訳を示すことなど、特定保険料に係る情報提供に努めていただきますようご理解とご協力をお願いします。

※平成20年10月より、政府管掌健康保険は全国健康保険協会(協会けんぽ)が運営することとなります。